

小山市が定めた条例の内容について

1 国準則と小山市が定めた準則の比較

		国準則（条例制定前）		小山市が定めた地域準則	
		緑地面積率	環境施設面積率	緑地面積率	環境施設面積率
第1種区域	準工業・工業区域	20%以上	25%以上	10%以上	15%以上
第2種区域	工業専用区域			5%以上	10%以上
第3種区域	第1種・2種以外の工業団地			10%以上	15%以上

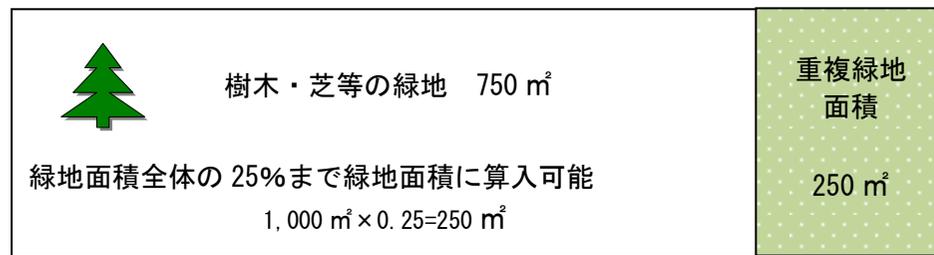
2 重複緑地面積率の比較

	法準則（現行）	小山市が定めた地域準則
重複緑地面積率	緑地面積の25%以下	緑地面積の50%以下

※重複緑地とは

生産施設の屋上に設置された領地（屋上緑化）や芝生とブロックを組み合わせた駐車場（グラスパーキング）など、他の施設（生産施設や駐車場）と重複して設置された緑地のことをいいます。

国の準則



1,000 m²

小山市が定めた地域準則



1,000 m²